

地域で防ごう！イノシシ被害

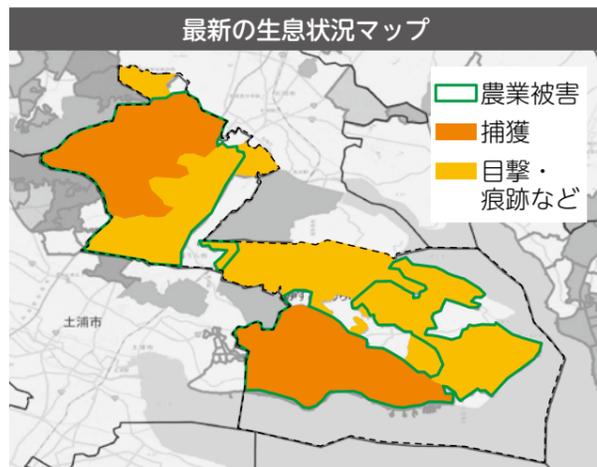
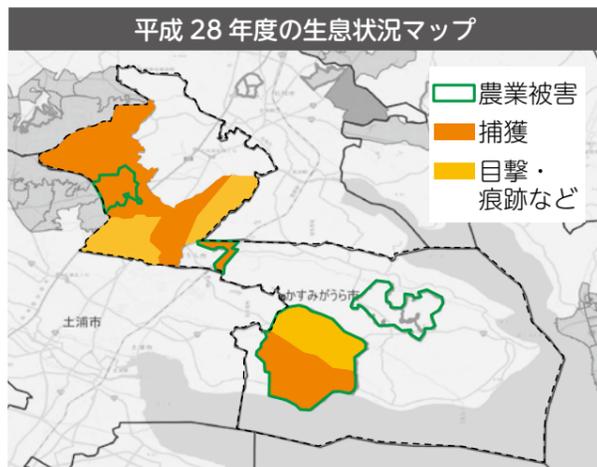


近年、イノシシによる農作物被害や生活被害の増加、生息域エリアの拡大が進み、いつイノシシ被害に遭ってもおかしくない状況です。

市や猟友会では、さまざまな被害防止対策に取り組んでいますが、より効果的に被害を減らすためには、駆除や柵の設置などイノシシを寄せ付けない環境を作ることが大切です。今後、生息域・被害がさらに拡大すると、**市や猟友会の活動だけでは、被害を防止することが困難であるため、市民の皆さんにもイノシシ対策へのご協力をお願いします。**農作物などの被害を減らし、生活を守るためには、一人ひとりが自衛の意識を持ち対策することが必要不可欠です。

農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

イノシシの生息域が拡大しています



※令和2年度茨城県生息状況調査資料より

市内でのイノシシ捕獲について

市では、猟友会の協力により、イノシシの有害鳥獣捕獲と狩猟を実施しています。令和3年度は、**208頭**のイノシシを捕獲しました。

有害鳥獣捕獲

農林水産業に係る被害の防止目的で鳥獣の捕獲を行っています。

捕獲実績 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

かすみがうら市内 **152頭**

千代田地区 (捕獲頭数順)

- 上佐谷・雪入・下佐谷・山本・上志筑・中佐谷・西野寺

※上佐谷と雪入の合計捕獲頭数は、全体の約8割

霞ヶ浦地区 (捕獲頭数順)

- 加茂・牛渡・坂・深谷・戸崎・岩坪・西成井

※加茂と牛渡の合計捕獲頭数は、全体の約6割

狩猟(狩猟期間)

狩猟期間に狩猟可能区域において、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲を行っています。

捕獲実績 ※イノシシは、11月15日～3月31日まで

かすみがうら市内 **56頭**

千代田地区 (捕獲頭数順)

- 上佐谷・横堀・上志筑・上稲吉

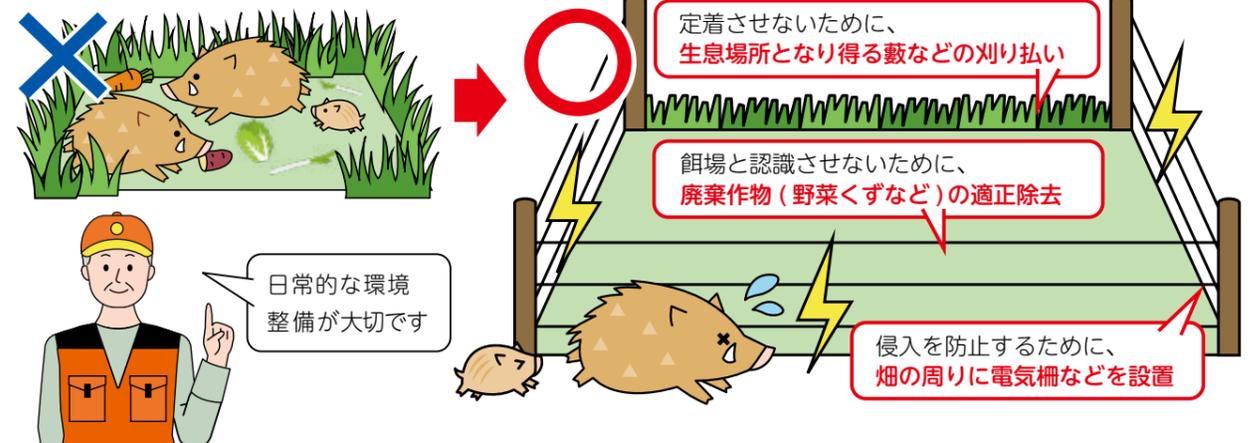
※上佐谷と横堀の合計捕獲頭数は、全体の約7割

霞ヶ浦地区 (捕獲頭数順)

- 加茂・牛渡・岩坪・坂・深谷・下軽部・戸崎・西成井・下大堤・中台

※特に加茂と牛渡の合計捕獲頭数は、全体の約6割

イノシシを寄せ付けない環境づくりとは？



有害鳥獣捕獲事業

猟友会と市で行う対策

猟友会の活動～令和4年度予定～

	千代田地区	霞ヶ浦地区
活動内容 (有害鳥獣捕獲)	農作物被害の軽減対策として、山間部を中心にイノシシの捕獲、千代田地区全域でカラスの捕獲を実施	農作物被害の軽減対策として、南西部を中心にイノシシの捕獲、霞ヶ浦地区全域でカルガモ・カラスなどの捕獲を実施
イノシシの捕獲実施	年4回(春・夏・秋・猟期/鳥獣保護区) 1回あたり30日間	年3回(春・夏・秋)1回あたり30日間
カラスの捕獲実施	年2回(春・夏)1回あたり30日間	年2回(春・秋)1回あたり30日間

※霞ヶ浦地区は春期捕獲のみカルガモなども同時に実施 年1回(1回あたり30日間)

両地区のその他の活動内容

- 箱わな(固定檻)、くくりわなの設置・管理
- 見回り(餌管理)
- イノシシ捕獲
- イノシシ止め刺し
- 解体・処分



箱わなを設置する様子

市の有害鳥獣補助事業

狩猟者免許取得手数料などの助成

イノシシなどを捕獲するために必要な、狩猟免許取得費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

補助内容 わな猟免許申請手数料および予備講習会費用(合格者のみ)
※令和4年度より第一種・第二種銃猟免許または猟銃所持許可に対する補助を拡充

対象者 本市に住居登録があり、有害鳥獣捕獲活動に貢献することができる方

電気柵や防護柵の設置に対する経費の助成

イノシシなどによる農作物被害の防止対策として、電気柵や防護柵を設置する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

補助内容 被害防止柵の資材の購入経費

対象者 本市に住居登録があり、農業を営んでいる方で、設置しようとする柵に囲われた土地の面積が500㎡以上である方

※詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

